

福岡国際医療福祉大学 学則

第1章 総 則

第1節 目的

(目的)

第1条 福岡国際医療福祉大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する理論と応用の教授研究を行い、幅広く深い教養及び総合的判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、保健医療福祉に関する指導者とその専門従事者を養成するとともに、学術文化の向上と国際社会の保健医療福祉に貢献する有能な人材を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別に定める。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(情報の公開)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公開するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

(研修の機会等)

第6条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に

必要な知識及び技能を習得・向上させるための研修の機会を設けることとその他の必要な取組を行う。

第2節 組織

(学部)

第7条 本学に、次の学部を置き、学部ごとに次のとおり教育研究上の目的を定める。

一 医療学部

理学療法学、作業療法学、視能訓練学、言語聴覚学及び診療放射線学の各分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び診療放射線技師等の人材を養成する。

二 看護学部

看護学の分野について、理論及び応用の研究を行うとともに、それぞれ十分な知識と技能を有し、保健医療の実践を担うことのできる応用能力及び豊かな人間性を備えた看護師、保健師等の人材を育成する。

2 各学部学科の学生定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
医療学部	理学療法学	40名	160名
	作業療法学	40名	160名
	視能訓練学	40名	160名
	言語聴覚学	40名	160名
	診療放射線学	60名	240名
看護学部	看護学	100名	400名

第8条 削除

(図書館)

第9条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(推進室等)

第9条の2 本学に、推進室等を置くことができる。

2 推進室等に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第9条の3 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を置くことができる。

2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第9条の4 本学に、教育・研究・臨床等に関するセンター及び研究所を置くことができる。

2 センター及び研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第11条 本学に、学長を置く。学長は、校務をつかさどり所属職員を統督する。

2 本学に、学長を補佐するため、副学長を置くことができる。

3 本学に、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

4 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な職員を置くことができる。

5 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第12条 学部に、学部長を置く。学部長は、学長の指示を受けて、学部に関する校務を掌理する。

2 学部の学科に、学科長を置く。学科長は、学部長を補佐し、学科の校務を掌理する。

3 学部に、副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

4 図書館に、図書館長を置く。

5 事務局に、事務局長を置く。

第4節 管理運営委員会、学部長・学科長会議、教授会及び学科会

(管理運営委員会)

第13条 本学の管理運営に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図

るため、本学に管理運営委員会を置く。

- 2 管理運営委員会は、学長、副学長、学部長、事務局長、学長が指名した副学部長、学科長、理事長が指名した常任理事及び理事をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の職員を加えることができる。
- 3 管理運営委員会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 管理運営委員会は、次の事項を審議する。
 - 一 学則その他の重要な規則の制定、改廃に関する事項
 - 二 学部・学科の重要な組織の設置及び廃止に関する事項
 - 三 本学の重要な施設の設置及び廃止に関する事項
 - 四 学生の身分及びその厚生補導に関する重要事項
 - 五 その他、本学の運営に関する重要事項
- 5 管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学部長・学科長会議)

第14条 学部、学科の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学部長・学科長会議を置く。

- 2 学部長・学科長会議は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長、副学科長をもって構成する。
- 3 学部長・学科長会議は、学長が招集し、その議長となる。
- 4 学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 5 学部長・学科長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第15条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、副学長、学部長、副学部長、学科長及び学部の専任教授をもって構成する。ただし、学長が必要と認めた場合は、専任の教員を加えることができる。
- 3 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長が議長をつとめることができない場合は、学長が指名した者がこれに代わるものとする。
- 4 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二 学位の授与
 - 三 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見

を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

- 5 教授会は、前項に規定するものの他、学長、副学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

（学科会）

第16条 学科内の教学に関する事項について、連絡調整及び協議するため、学科に学科会を置く。

- 2 学科会は、学科の専任教員をもって構成する。

（委員会）

第17条 本学に、学長の諮問機関として委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

（学年）

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第19条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

- 2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項に定める学期の開始日及び終了日を変更することができる。

（休業日）

第20条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

三 春期休業日（3月1日から3月31日まで）

四 夏期休業日（8月1日から9月20日まで）

五 冬期休業日（12月25日から1月6日まで）

- 2 学長は、学部の教育上の必要に応じ、前項各号の休業日を変更し、又は休業日に授業を行い、若しくは臨時に休業日を定めることができる。

第 2 章 学部通則

第 1 節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第 2 1 条 医療学部及び看護学部の修業年限は、4 年とする。ただし、第 2 8 条に規定する場合を除く。

(在学年限)

第 2 2 条 学生は、医療学部及び看護学部においては 8 年を超えて在学することができない。ただし、第 2 8 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第 2 節 入学

(入学の時期)

第 2 3 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な場合は、学期の始めに入学を許可することがある。

(入学の資格)

第 2 4 条 各学科第 1 学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 1 2 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における 1 2 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入學させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

九 本学において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入學の出願)

第25条 入學を志願する者は、入學願書に所定の入學検定料及び別に定める書類を添えて、指定期日までに本学に願ひ出なければならない。

(入學者の選考)

第26条 入學者の選考は、学力試験、その他の方法による。

2 選考の方法は、別に定める。

(入學手續及び入學許可)

第27条 前条の選考に合格した者は、指定された期日までに、入學金、授業料、その他の學費に保証人連署の誓約書など所定の書類を添えて、入學手續きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入學手續を完了した者について、入學を許可する。

(編入學、転入學、再入學)

第28条 次の各号の一に該当する者で、本学への入學を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入學を許可することができる。

一 大学を卒業した者又は退學した者

二 短期大学、高等専門学校を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

四 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科（修業年限が2年以上であり、その他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る）を修了した者

2 前項の規定により入學を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在學すべき年数については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

第3節 教育課程、単位及び履修方法等

(教育課程)

第29条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを、各学年次に配当して編成するものとする。

(授業科目の区分)

第30条 授業科目を分けて、総合教育科目、専門教育科目とする。

(授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数)

第31条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は、別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第32条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位計算方法)

第33条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技等については、30時間又は45時間をもって1単位とする。
- 三 臨床実習及び臨地実習については、45時間をもって1単位とする。
- 四 卒業研究の授業科目については、単位を授与する。単位数は、学科ごとに別に定める。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第34条 授業科目を履修し、その試験、又は論文等の審査に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、平常点をもって試験に代えることを認められた科目については、この限りでない。
- 3 試験に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第35条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種とし、秀、優、良、可を合格、不可を不合格とする。

(授業日数)

第36条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。

(履修方法)

第37条 学生は、医療学部及び看護学部においては本学に4年以上在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の履修方法については、別に定める履修規程の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業)

第38条 メディアを利用して行う授業を、あらかじめ指定した日に情報機器その他の通信手段によって行うことができる。

2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第39条 学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学した場合に準用する。

(大学以外の教育施設における学修)

第40条 学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第41条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第29条第1項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位(第58条の規定により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第39条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したもの

とみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、転学、留学、除籍及び退学

(休学)

第42条 病気その他やむを得ない事由により、引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第43条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して、4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第22条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第44条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転学部、転学科)

第45条 本学内において、他の学部、学科への転学部、転学科を志願する者があるときは、教授会において選考の上、学長が転学部、転学科を許可することができる。

2 転学部、転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱いは、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第49条に定める在学期間を含めることができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第47条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署の上、所定の様式により学長に願い出て、許可を受けなければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴いて、学長が除籍する。

- 一 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第22条に定める在学年限を超えた者
- 三 長期間にわたり行方不明の者
- 四 第43条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- 五 死亡した者

第5節 卒業及び学士の学位

(卒業)

第49条 医療学部及び看護学部においては、本学に4年以上在学し、別に定める卒業に必要な単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

(学士の学位)

第50条 学士の学位については、以下のとおりとする。

学部	学科	学位(専攻分野)
医療学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
	作業療法学科	学士(作業療法学)
	視能訓練学科	学士(視能訓練学)
	言語聴覚学科	学士(言語聴覚学)
	診療放射線学科	学士(診療放射線学)
看護学部	看護学科	学士(看護学)

第6節 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者には、学長は、教授会の意見

を聴いて、表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第52条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は、情状により譴責、戒告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由なくして出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

5 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7節 厚生補導

(学生指導)

第53条 本学は、学生の福利厚生並びに学生生活全般の指導の適切かつ円滑な実施を図るものとする。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(保健管理)

第54条 本学に保健室を置き、学生の保健管理を行う。

第8節 施設利用

(施設利用)

第55条 本学の施設は、本学の学生及び職員が使用できる。ただし、本学の運営に支障のない限りにおいて、一般市民の利用に供することができる。

第9節 研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第56条 本学において、特定の課題について研究することを志願する者がある

ときは、学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。
- 4 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第57条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生は学期ごとに許可する。
- 3 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第57条の2 他の大学、大学院又は短期大学(外国の大学、大学院及び短期大学を含む。)の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者がいるときは、当該大学、大学院又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生は学期ごとに許可する。
- 3 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第58条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、教育・研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可することがある。

- 2 前項の科目等履修生に対し単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第34条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第59条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 0 節 入学検定料及び学生納付金

(入学検定料及び学生納付金)

第 6 0 条 入学検定料及び学生納付金については、別表 2 及び別表 3 のとおりとする。

(免除等)

第 6 1 条 学業優秀である者若しくは経済的理由によって納付が困難な者に対しては、学生納付金の一部又は全部を免除し、徴収を猶予することがある。

2 休学期間中及び留学期間中は、授業料の 3 分の 2 を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第 6 2 条 学年の中途において退学し、転学し、又は停学若しくは退学を命ぜられた者もその学年の学生納付金を納めなければならない。

(研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金)

第 6 3 条 研究生、聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については、別に定める。

(返還)

第 6 4 条 納付した入学検定料及び学生納付金は、返還しない。

第 1 1 節 奨学金

(奨学金)

第 6 5 条 本学に奨学金の制度を設けることができる。

2 奨学金の支給は、品行方正で学業優秀な学生に対して行う。

3 奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

第 1 2 節 公開講座及び各種講習会等

(公開講座、各種講習会等)

第 6 6 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

2 社会人の再教育及び教育研究活動に資するため、特別講座等を開設することができる。

3 公開講座等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 補則

(補則)

第67条 この学則の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附則

- 1 この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成30年8月31日）から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、平成31年度から平成34年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
医療学部				
理学療法学科	40名	80名	120名	160名
作業療法学科	40名	80名	120名	160名
視能訓練学科	40名	80名	120名	160名
医療学部合計	120名	240名	360名	480名

附則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和5年度から令和8年度までは、それぞれ次のとおりとする。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療学部				
言語聴覚学科	40名	80名	120名	160名

附 則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条に規定する収容定員は、同条にかかわらず、令和 6 年度から令和 9 年度までは、それぞれ次のとおりとする。

医療学部	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
診療放射線学科	60 名	120 名	180 名	240 名

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数

(1-1)医療学部 理学療法学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	心理学	2			
	哲学		1		
	倫理学		1		
	文学		1		
	教育学		2		
	教育方法論		2		
	コミュニケーション概論		2		
	死生学-死を通して生を考える		2		
	雑談と傾聴-話す力と訊く力-		2		
	日本近現代史		2		
	宗教学		2		
	人間系				
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ（講義）	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ（実習）	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
		社会保障制度論	2		
	ボランティア論		1		
	ボランティア実践		1		
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
	医学・医療史		2		
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
	メディカルマナー入門		2		
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語（基礎）		1		
	英語（応用）		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2	*から2単位以上選択必修	
	中国語*		2		
	小計（41科目）	16	48		
(留学生)日本語科目	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計（4科目）（留学生）	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目				
	解剖学Ⅰ	1			
	解剖学Ⅱ	1			
	解剖学実習	1			
	生理学Ⅰ	1			
	生理学Ⅱ	1			
	生理学実習	1			
	病理学	1			
	臨床医学概論	2			
	公衆衛生学		2		
	リハビリテーション医学	1			
	内科学Ⅰ	1			
	内科学Ⅱ	1			
	神経学Ⅰ	1			
	神経学Ⅱ	1			
	整形外科Ⅰ	1			
	整形外科Ⅱ	1			
	精神医学Ⅰ	1			
	精神医学Ⅱ		1		
	小児科学	1			
	老年学	1			
	人間発達学	2			
	臨床心理学概論	2			
	救急医学	1			
	基礎薬理学	1			
	栄養学		1		
	カウンセリング論		1		

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	リスクマネジメント論		2	
	ケアマネジメント論		1	
	医用画像診断学	1		
	運動学Ⅰ	1		
	運動学Ⅱ	1		
	運動生理学	1		
	運動学実習	1		
	リハビリテーション概論	2		
	保健医療福祉制度論		2	
	関連職種連携論	1		
	関連職種連携ワーク	1		
	小計 (37科目)	34	10	
専門教育科目	理学療法概論	1		
	病態運動学	1		
	物理療法Ⅰ	1		
	物理療法Ⅱ	1		
	PTスキルⅠ演習(基礎知識の確認)	1		
	PTスキルⅡ演習(検査・測定)	1		
	PTスキルⅢ演習(障害理解)	1		
	PTスキルⅣ演習(専門知識の確認)	1		
	理学療法評価学	1		
	理学療法診断学Ⅰ(基礎)	2		
	理学療法診断学Ⅱ(神経診断学)	1		
	理学療法診断学Ⅲ(疾患別評価)	1		
	バイオメカニクス	1		
	動作分析学	1		
	運動療法学総論	2		
	理学療法治療学総論	1		
	運動系理学療法学Ⅰ	2		
	運動系理学療法学Ⅱ	2		
	神経系理学療法学Ⅰ	2		
	神経系理学療法学Ⅱ	2		
	高次脳機能障害学		1	
	代謝系理学療法学	1		
	循環理学療法学	1		
	呼吸理学療法学	2		
	癌のリハビリテーション		1	
	装具学	1		
	義肢学	1		
	生活環境学	1		
	生活技術学	2		
	地域理学療法学	2		
	小児理学療法学	2		
	理学療法技術学		1	
	先端リハビリテーション科学		1	
	ウイメンズヘルス理学療法学		1	
	スポーツ障害学		1	
	理学療法特論Ⅰ(基礎)	1		
	理学療法特論Ⅱ(応用)	1		
	リハビリテーション管理論	1		
	基礎実習	1		
	評価実習	4		
	臨床実習Ⅰ	7		
	臨床実習Ⅱ	7		
地域理学療法実習	1			
卒業研究Ⅰ(研究計画の立案)	2			
卒業研究Ⅱ(研究の実践)	2			
小計 (45科目)	66	6		
合計 (123科目)		116	64	
合計 (127科目) (留学生)		120	64	
卒業要件及び履修方法				
卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位)。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択(「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。)。留学生は、必修20単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位)。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修100単位(専門基礎科目：34単位、専門科目：66単位)。これ以外に専門教育科目全体から3単位以上選択。(履修課目の登録の上限49単位(年間))				

(1-2) 医療学部 作業療法学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学	2		
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論		2	
		死生学-死を通して生を考える		2	
		雑談と傾聴-話す力と聞く力-		2	
		日本近現代史		2	
		宗教学		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
社会学			1		
国際医療福祉論			2		
社会保障制度論		2			
ボランティア論		1			
ボランティア実践		1			
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
医学・医療史		2			
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
	メディカルマナー入門		2		
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語(基礎)		1		
	英語(応用)		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2	*から2単位以上 選択必修	
中国語*		2			
	小計(41科目)	16	48		
(留学生) 日本語科目	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	解剖学Ⅰ	1		
		解剖学Ⅱ	1		
		解剖学実習	1		
		生理学Ⅰ	1		
		生理学Ⅱ	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		公衆衛生学		2	
		リハビリテーション医学	1		
		内科学Ⅰ	1		
		内科学Ⅱ	1		
		神経学Ⅰ	1		
		神経学Ⅱ	1		
		整形外科Ⅰ	1		
		整形外科Ⅱ	1		
		精神医学Ⅰ	1		
		精神医学Ⅱ	1		
		小児科学	1		
		老年学	1		
		人間発達学	2		
		臨床心理学概論	2		
		救急医学	1		
		基礎薬理学	1		
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		リスクマネジメント論		2	
		ケアマネジメント論		1	
		医用画像診断学	1		

教育課程等の概要

科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専門基礎科目	運動学Ⅰ	1			
	運動学Ⅱ	1			
専門基礎科目	運動生理学	1			
	運動学実習	1			
	リハビリテーション概論	2			
	保健医療福祉制度論		2		
	関連職種連携論	1			
	関連職種連携ワーク	1			
	小計 (37科目)	35	9		
	専門教育科目	作業療法概論	1		
		作業学概論	1		
		作業応用論		1	
卒業研究Ⅰ		2			
卒業研究Ⅱ		2			
リハビリテーション管理論		1			
リハビリテーション倫理学		1			
作業療法総括論		1			
作業工程技術学・基礎論		1			
作業工程技術学・応用論		1			
作業分析学Ⅰ (基礎)		1			
作業分析学Ⅱ (応用)		1			
生活機能論		1			
作業療法評価学概論		1			
作業療法評価学各論		1			
基礎運動機能評価法		1			
高次脳機能評価法		1			
作業療法評価学演習		1			
作業療法諸理論			1		
中枢神経疾患作業療法学Ⅰ (総論)		1			
中枢神経疾患作業療法学Ⅱ (各論)		1			
中枢神経疾患作業療法学Ⅲ (特論)			1		
高次脳機能障害作業療法学		1			
老年期作業療法学		1			
運動器疾患作業療法学		1			
内科系疾患作業療法学		1			
精神疾患作業療法学Ⅰ (総論)		1			
精神疾患作業療法学Ⅱ (各論)		1			
精神疾患作業療法学Ⅲ (特論)			1		
小児作業療法学Ⅰ (総論)		1			
小児作業療法学Ⅱ (各論)		1			
小児作業療法学Ⅲ (特論)			1		
作業療法適用学概論		1			
コミュニケーション技術論		1			
生活技術学Ⅰ (総論)		1			
生活技術学Ⅱ (各論)		1			
障害代償学概論		1			
自助具・福祉機器適用論		1			
装具・副子適用論		1			
義肢適用論		1			
バリアフリー論		1			
住環境整備論		1			
地域生活作業療法論		1			
地域生活支援論		1			
職業関連技術学		1			
基礎実習Ⅰ		1			
基礎実習Ⅱ		1			
地域作業療法実習		1			
評価実習		4			
総合実習		16			
小計 (50科目)	65	5			
合計 (128科目)		116	62		
合計 (132科目) (留学生)		120	62		
卒業要件及び履修方法					
<p>卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位）。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択（「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。）。留学生は、必修20単位（人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位）。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修100単位（専門基礎科目：36単位、専門科目：65単位）。これ以外に専門教育科目全体から3単位以上選択。（履修課目の登録の上限49単位(年間)）</p>					

(1-3) 医療学部 視能訓練学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学	2		
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論		2	
		死生学-死を通して生を考える		2	
		雑談と傾聴-話す力と聞く力-		2	
		日本近現代史		2	
		宗教学		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
社会学			1		
国際医療福祉論			2		
社会保障制度論		2			
ボランティア論		1			
ボランティア実践		1			
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
医学・医療史		2			
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
	メディカルマナー入門		2		
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語Ⅰ	1			
	医学英語Ⅱ	1			
	英語(基礎)		1		
	英語(応用)		1		
	英会話		1		
	韓国語*		2		
中国語*		2			
	小計(41科目)	16	48		
(留学生) 日本語科目	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	解剖学	1		
		生理学	1		
		生理学実習	1		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		公衆衛生学		2	
		リハビリテーション医学		1	
		内科学Ⅰ	1		
		内科学Ⅱ	1		
		神経学Ⅰ	1		
		神経学Ⅱ	1		
		精神医学Ⅰ	1		
		精神医学Ⅱ		1	
		小児科学	1		
		老年学	1		
		人間発達学	2		
		臨床心理学概論	2		
		救急医学	1		
		基礎薬理学	1		
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		視覚と高次脳	1		
		視機能概論	1		
		視器解剖学	1		
		眼薬理学	1		
		視覚生理学Ⅰ(基礎)	1		
		視覚生理学Ⅱ(応用)	1		
		視覚生理学Ⅲ(実践)	1		
		視覚情報処理論Ⅰ(視知覚)	1		

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専門基礎科目	視覚情報処理論Ⅱ(視覚認知)	1			
	リスクマネジメント論		2		
専門基礎科目	ケアマネジメント論		1		
	リハビリテーション概論	2			
	保健医療福祉制度論		2		
	関連職種連携論	1			
	関連職種連携ワーク	1			
	保育	2			
	聴覚障害とコミュニケーション	1			
	視覚障害とコミュニケーション	2			
	小計(39科目)	37	11		
	専門教育科目	視能矯正学Ⅰ(眼位・眼球運動)	2		
		視能矯正学Ⅱ(両眼視機能)	2		
生理光学		1			
屈折矯正Ⅰ(基礎と理論)		1			
屈折矯正Ⅱ(実践)		1			
視能矯正学総括論Ⅰ(基礎)		1			
視能矯正学総括論Ⅱ(応用)		1			
卒業研究Ⅰ		2			
卒業研究Ⅱ		2			
視能矯正学特論			1		
視能検査学基礎		1			
視能検査学Ⅰ(視力検査)		2			
視能検査学Ⅱ(視野検査)		2			
視能検査学Ⅲ(前眼部検査)		2			
視能検査学Ⅳ(後眼部検査)		2			
眼科画像解析学		1			
視能検査評価学		1			
視能検査学総合演習		1			
視能検査学特論			1		
視能検査学総論		1			
視能障害学Ⅰ(神経眼科・緑内障)		1			
視能障害学Ⅱ(前眼部疾患)		1			
視能障害学Ⅲ(黄斑部・網膜疾患)		1			
文献読解と研究実践法		1			
眼科診療コミュニケーション学			1		
OSCEⅠ(医療面接)		1			
OSCEⅡ(視能検査)		1			
視能障害学特論			1		
視能訓練学基礎Ⅰ(弱視)		1			
視能訓練学基礎Ⅱ(斜視)		1			
視能訓練学基礎Ⅲ(眼振)		1			
視能訓練学応用Ⅰ(弱視)		1			
視能訓練学応用Ⅱ(斜視)		1			
視能訓練学実践Ⅰ(弱視)		1			
視能訓練学実践Ⅱ(斜視)		1			
視能訓練学発展		1			
ロービジョン学Ⅰ(理論)		1			
ロービジョン学Ⅱ(実践)		1			
視能訓練学特論			1		
臨地実習Ⅰ		5			
臨地実習Ⅱ		11			
小計(41科目)	58	5			
合計(121科目)		111	64		
合計(125科目)(留学生)		115	64		
卒業要件及び履修方法					
卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修16単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位)。これ以外に総合教育科目から5単位以上選択(「韓国語」「中国語」より2単位以上選択必修含む。)。留学生は、必修20単位(人間系：2単位、社会系：5単位、自然・情報系：6単位、総合系：1単位、外国語系：2単位、日本語科目：4単位)。これ以外に総合教育科目から1単位以上選択。 専門教育科目：必修95単位(専門基礎科目：37単位、専門科目：58単位)。これ以外に専門教育科目全体から8単位以上選択。(履修課目の登録の上限49単位(年間))					

(1-4) 医療学部 言語聴覚学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学		2	
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論		2	
		死生学-死を通して生を考える-		2	
		雑談と傾聴-話す力と聞く力-		2	
		日本近現代史		2	
		宗教学		2	
	社会系	海外保健福祉事情 I (講義)	1		
		海外保健福祉事情 II (実習)	2		
アジア比較文化論			1		
法学			1		
経済学			1		
社会学			1		
国際医療福祉論			2		
社会保障制度論			2		
ボランティア論			1		
ボランティア実践			1		
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス	2			
	医療とICT	2			
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
医学・医療史		2			
保健体育系	健康科学理論	1			
	健康スポーツ実践	1			
総合系	大学入門講座	1			
	メディカルマナー入門		2		
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語 I ※2	1		※1から3単位以上選択 留学生は※2必修	
	医学英語 II ※2	1			
	英会話 ※1 ※2		1		
	韓国語 ※1		2		
	中国語 ※1		2		
	小計 (39科目)	14	48		
(留学生) 日本語科目 ※2	日本語 I	1			
	日本語 II	1			
	日本語 III	1			
	日本語 IV	1			
	小計 (4科目) (留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	保健医療福祉制度論	2		
		公衆衛生学		2	
		リスクマネジメント論		2	
		救急医学		1	
		リハビリテーション概論	2		
		関連職種連携論	1		
		ケアマネジメント論		1	
		関連職種連携ワーク	1		
		解剖学	2		
		生理学	2		
		病理学	1		
		臨床医学概論	2		
		内科学 I (基礎)	1		
		内科学 II (臨床)		1	
		中枢神経機能学	1		
		臨床神経学	1		
		精神医学	1		
		リハビリテーション医学	1		
		小児科学	1		
		老年学		1	
		基礎薬理学		1	
		栄養学		1	
		カウンセリング論		1	
		耳鼻咽喉科学	1		
		形成外科学	1		
		臨床歯科医学	1		
		口腔外科学	1		
		音声言語医学	1		
		聴覚医学	1		
		児童精神医学		1	
臨床心理学	2				

教育課程等の概要				
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
専門基礎科目	生涯発達心理学	1		
	学習心理学	1		
	神経心理学	1		
	認知心理学	1		
	心理測定法	1		
	心理測定法演習	1		
	言語学Ⅰ（基礎）	1		
	言語学Ⅱ（発展）	1		
	言語発達学	2		
	基礎音声学	1		
	音声学	1		
	音声音響学	2		
	聴覚心理学	1		
	小計（44科目）	42	12	
専門教育科目	言語聴覚障害学概論	1		
	言語聴覚障害学診断学	1		
	失語症・高次脳機能障害学総論Ⅰ（基礎）	1		
	失語症・高次脳機能障害学総論Ⅱ（展開）	1		
	失語症学Ⅰ（評価・診断）	1		
	失語症学Ⅱ（治療）	1		
	失語症・高次脳機能障害学演習	1		
	高次脳機能障害学	1		
	言語発達障害学総論	1		
	言語発達障害学各論	1		
	言語発達障害学Ⅰ（評価・診断）	1		
	言語発達障害学Ⅰ演習（評価・診断）	1		
	言語発達障害学Ⅱ（指導）	1		
	言語発達障害学Ⅱ演習（指導）	1		
	聴覚障害学総論	1		
	聴覚機能評価学	2		
	聴覚補償論（補聴器・人工内耳など）	1		
	小児聴覚障害学Ⅰ（評価・診断）	1		
	小児聴覚障害学Ⅱ（指導）	1		
	成人聴覚障害学（二重障害を含む）	1		
	発声発語障害学総論	1		
	流暢性障害学	1		
	機能的構音障害学	1		
	器質性構音障害学	1		
	運動障害性構音障害学Ⅰ（理論）	1		
	運動障害性構音障害学Ⅱ（評価診断・治療）	1		
	音声障害学	1		
	摂食・嚥下障害学Ⅰ（理論・評価診断）	1		
	摂食・嚥下障害学Ⅱ（治療）	1		
	言語聴覚障害学研究法		2	
	言語聴覚障害基礎演習	1		
	言語聴覚療法特論	2		
	コミュニケーション障害演習	1		
	コミュニケーション技能演習	1		
	卒業研究		4	
	臨床実習Ⅰ（基礎）	2		
	臨床実習Ⅱ（総合）	12		
	小計（37科目）	49	6	
合計（120科目）		105	66	
合計（124科目）（留学生）		110	65	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件単位 必修105単位（総合教育科目14単位、専門基礎科目42単位、専門科目49単位） 総合教育科目のうち、人間系から4単位以上選択、社会系と自然・情報系合わせて4単位以上選択、外国語から※科目から3単位以上選択。 専門基礎科目と専門科目合わせて選択8単位以上。 合計124単位以上</p> <p>※2 日本語科目 外国人留学生を対象とし、「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅳ」（計4単位）必修科目として開講する。（留学生については「韓国語」「中国語」の履修は要しない） また、外国語は「医学英語Ⅰ」、「医学英語Ⅱ」、「英会話」を必修とする。 合計126単位以上</p>				

(1-5)医療学部 診療放射線学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学		2	
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論		2	
		死生学-死を通して生を考える-		2	
		雑談と傾聴-話す力と聞く力-		2	
		日本近現代史		2	
		宗教学		2	
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		アジア比較文化論		1	
		法学		1	
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
		社会保障制度論		2	
ボランティア論			1		
ボランティア実践			1		
自然・情報系	生物学		2		
	生化学		2		
	物理学		2		
	データサイエンス		2		
	医療とICT		2		
	生命倫理	2			
	人間工学		2		
医学・医療史		2			
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康スポーツ実践		1		
総合系	大学入門講座	1			
	メディカルマナー入門		2		
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語Ⅰ(基礎) ※2	1		※1から3単位以上選択 留学生は※2必修	
	医学英語Ⅱ(応用) ※2	1			
	英会話 ※1 ※2		1		
	韓国語 ※1		2		
	中国語 ※1		2		
	小計(39科目)	8	54		
※2 日本語科 (留学生)	日本語Ⅰ(話す) ※2	1		留学生は※2必修	
	日本語Ⅱ(説明する) ※2	1			
	日本語Ⅲ(語彙・文法) ※2	1			
	日本語Ⅳ(総合) ※2	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	統計学	2		
		公衆衛生学	2		
		救急医学		1	
		感染と免疫		2	
		関連職種連携論	2		
		関連職種連携ワーク	1		
		ケアマネジメント論		1	
		保健医療福祉制度論		2	
		臨床心理学概論		2	
		基礎数学	1		
		自然科学概論	1		
		基礎物理学	1		
		基礎化学	1		
		基礎生物学	1		
		基礎生化学	1		
		解剖学Ⅰ(運動器系・循環器系・内臓系)	1		
		解剖学Ⅱ(内臓系・神経系・感覚器系)	1		
		生理学	1		
		病理学	2		
		病態生理学	1		
		臨床医学概論	2		
		放射線救急医学	2		
		自然科学実験	1		
		小計(23科目)	24	8	

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
専門教育科目 (つづき)	専門科目	応用数学		1	
		放射線物理学Ⅰ(基礎)	1		
		放射線物理学Ⅱ(発展)	1		
		放射線計測学	1		
		放射線科学演習		1	
		放射線計測学実験	1		
		放射化学	1		
		放射線生物学	1		
		画像解剖学	2		
		医療画像情報学Ⅰ(基礎)	2		
		医療画像情報学Ⅱ(発展)	2		
		医療画像情報学実験	1		
		医用工学	1		
		医用工学演習	1		
		コンピュータ演習Ⅰ(データ処理)			1
		コンピュータ演習Ⅱ(プログラミング)			1
		医療情報システム論	1		
		診療画像機器学Ⅰ(X線機器)	2		
		医療安全管理学	2		
		診療放射線概論	1		
		診療画像検査学概論	1		
		X線検査学Ⅰ(一般撮影)	2		
		X線検査学Ⅱ(特殊撮影・造影検査)	2		
		X線CT検査学	2		
		診療画像機器学Ⅱ(CT/MR/眼底カメラ)	2		
		MRⅠ検査学	2		
		超音波検査学	1		
		診療画像検査学実習Ⅰ(X線撮影検査)	2		
		診療画像検査学実習Ⅱ(CT/MR/US)	2		
		核医学検査技術学	2		
		核医学臨床技術学	2		
		核医学検査技術学実習	2		
		放射線診療プログラミング演習			1
		放射線治療機器工学	2		
		放射線治療技術学	2		
		放射線腫瘍学	2		
		放射線治療技術学実習	2		
		臨床医学Ⅰ(基礎)	1		
		臨床医学Ⅱ(発展)	1		
		放射線管理学	2		
		放射線管理学実験	1		
		放射線関係法規	1		
		画像診断学	1		
		画像診断学演習			1
		臨床薬理学	1		
		実践臨床画像学	2		
		診療画像検査学臨床実習	8		
		核医学検査技術学臨床実習	2		
		放射線治療技術学臨床実習	2		
		放射線科学特論	2		
		放射線学演習Ⅰ(基礎)	2		
		放射線学演習Ⅱ(総合)	2		
		放射線腫瘍学特論			1
		核医学特論			1
		MRⅠ検査学特論			1
		画像情報学特論			1
		卒業研究Ⅰ(調査・計画)	1		
		卒業研究Ⅱ(研究報告)	1		
小計(58科目)	81		10		
合計(120科目)		113	72		
合計(122科目)(留学生)		118	67		
卒業要件及び履修方法					
<p>卒業要件単位 必修113単位(総合教育科目8単位、専門基礎科目24単位、専門科目81単位) 総合教育科目のうち、人間系から2単位以上選択を含め6単位以上選択、外国語から※1科目から3単位以上選択。 専門基礎科目と専門科目合わせて選択6単位以上。 合計128単位以上</p> <p>※2 日本語科目 外国人留学生を対象とし、「日本語Ⅰ」～「日本語Ⅳ」(計4単位)必修科目として開講する。(留学生については「韓国語」「中国語」の履修は要しない) また、外国語は「医学英語Ⅰ」、「医学英語Ⅱ」、「英会話」を必修とする。 合計130単位以上</p>					

(2-1)看護学部 看護学科

教育課程等の概要					
科目区分	授業科目の名称	単位数		備考	
		必修	選択		
総合教育科目	人間系	心理学		2	
		哲学		1	
		倫理学		1	
		文学		1	
		教育学		2	
		教育方法論		2	
		コミュニケーション概論	2		
		発達心理学		2	
	死生学-死を通して生を考える-		2		
	社会系	海外保健福祉事情Ⅰ(講義)	1		
		海外保健福祉事情Ⅱ(実習)	2		
		経済学		1	
		社会学		1	
		国際医療福祉論		2	
		社会保障制度論	2		
		ボランティア論		1	
		ボランティア実践		1	
		メディカルマナー入門		2	
		文化人類学		2	
日本国憲法			2		
手話入門			2		
雑談と傾聴-話す力と訊く力-			2		
日本近現代史		2			
宗教学		2			
医学・医療史		2			
自然・情報系	生物学		2		
	物理学		2		
	統計学	2			
	医療とICT		2		
	生命倫理	2			
	食と人間		1		
	人間工学		2		
情報処理Ⅰ(基礎)		1			
情報処理Ⅱ(応用) ※		1			
保健体育系	健康科学理論		1		
	健康科学実践		1		
総合系	大学入門講座(看護)	1			
	医療福祉教養講義		2		
外国語系	医学英語Ⅰ(基礎)	1			
	医学英語Ⅱ(応用)	1			
	英語(基礎)		1		
	プレゼンテーション英語		1		
	英会話		1		
	韓国語		1		
中国語		1			
	小計(45科目)	14	55		
(留学生)日本語科目	日本語Ⅰ	1			
	日本語Ⅱ	1			
	日本語Ⅲ	1			
	日本語Ⅳ	1			
	小計(4科目)(留学生)	4	-		
専門教育科目	専門基礎科目	人体の構造と機能	2		
		疾病の成り立ち(病理学)	2		
		疾病・治療Ⅰ(呼吸器疾患・感染症疾患・循環器疾患)	1		
		疾病・治療Ⅱ(消化器疾患・歯科口腔、代謝と内分泌)	1		
		疾病・治療Ⅲ(血液疾患・皮膚・膠原病、腎泌尿器疾患)	1		
		疾病・治療Ⅳ(脳神経疾患、運動器疾患、感覚器疾患)	1		
		疾病・治療Ⅴ(成長・発達と女性の疾患、成長・発達とこどもの疾患)	1		
		疾病・治療Ⅵ(精神、老年期疾患、外傷と救急疾患)	1		
		臨床薬理学	2		
		病態栄養学	2		
		免疫と感染	2		
		公衆衛生学	2		
		疫学 ※	2		
		保健統計学 ※	1		
		保健医療福祉制度論 ※	2		
		保健医療福祉行政論 ※		1	
		リスクマネジメント論		2	
		ケアマネジメント論		1	
		カウンセリング論		1	
		関連職種連携論	1		
		関連職種連携ワーク	1		
		関連職種連携実習		1	
小計(22科目)	25	6			

※印
保健師教育課程は必須※印
保健師教育課程は必須

教育課程等の概要						
科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考		
		必修	選択			
専門 教育 科目	専門 科目	看護学原論	2		※印 保健師教育課程は必須	
		看護実践入門	1			
		生活支援技術論	1			
		看護理論	1			
		生活支援技術論演習Ⅰ（環境・活動・バイタルサイン測定）	1			
		生活支援技術論演習Ⅱ（清潔・食事・排泄）	1			
		看護過程論	1			
		フィジカルアセスメント	1			
		臨床関連技術論	1			
		臨床関連技術論演習	1			
		地域・在宅看護学総論Ⅰ（地域での暮らしと健康）	1			
		地域・在宅看護学総論Ⅱ（地域での療養支援）	2			
		地域・在宅看護学方法論	2			
		地域・在宅看護学演習	1			
		成人看護学総論	1			
		成人急性期看護学方法論	2			
		成人慢性期看護学方法論	2			
		成人看護学総合演習	1			
		老年看護学概論	1			
		老年看護学方法論	2			
		老年看護学演習	1			
		小児看護学概論	1			
		小児看護学方法論	2			
		小児看護学演習	1			
		リプロダクティブヘルス看護学概論	1			
		リプロダクティブヘルス看護学方法論	2			
		リプロダクティブヘルス看護学演習	1			
		精神看護学概論	1			
		精神看護学方法論	2			
		精神看護学演習	1			
		医療安全と看護	1			
		研究方法論	1			
		災害看護学 ※	1			
		国際看護学 ※	1			
		卒業研究	2			
		感染と看護	1			
		看護と倫理	1			
		家族看護学	1			
		リハビリテーション看護学	1			
		健康教育学 ※	2			
		クリティカルケア論		1		2～10単位の範囲で 選択必修 ※印 保健師教育課程は必須
		エンドオブライフケア		1		
		子ども健康学		1		
		性と健康の科学		1		
		ストレスマネジメント		1		
		グローバルヘルス		1		
		看護管理論		1		
		看護教育学		1		
		公衆衛生看護学概論 ※		2		
		地域診断論 ※		2		
		公衆衛生看護学活動論 ※		2		※印 保健師教育課程は必須
		公衆衛生看護学技術論 ※		2		
公衆衛生看護学技術演習 ※		1				
産業・学校看護学活動論 ※		1				
公衆衛生看護学管理論 ※		2				
生活支援論実習	1					
看護過程論実習	2					
地域・在宅看護学実習Ⅰ（地域での暮らしと健康）	1					
地域・在宅看護学実習Ⅱ（地域での療養支援）	2					
成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	3					
成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	3					
成人・老年看護学実習Ⅲ（高齢期）	2					
小児看護学実習Ⅰ（地域で暮らす子ども）	1					
小児看護学実習Ⅱ（病院で治療を受ける子ども）	1					
リプロダクティブヘルス看護学実習	2					
精神看護学実習	2					
看護学統合実習	3					
公衆衛生看護学実習Ⅰ（個人・家族・集団・組織の支援実習） ※		3				
公衆衛生看護学実習Ⅱ（公衆衛生看護学活動展開実習） ※		2				
小計（69科目）	74	25				
合計（136科目）		113	86			
合計（140科目）（留学生）		117	86			

教育課程等の概要				
科目 区分	授業科目の名称	単位数		備考
		必修	選択	
卒業要件及び履修方法				
<p>卒業要件124単位以上 総合教育科目：必修14単位、選択7単位以上で21単位以上。留学生は必修18単位、選択3単位以上で21単位以上。 専門教育科目：〔専門基礎科目〕必修25単位、選択2単位以上で27単位以上を取得。〔専門科目〕必修51単位以上、選択2単位以上、臨地実習23単位の76単位以上。（履修科目の登録の上限49単位以下（年間））</p> <p>なお、保健師教育課程は卒業要件139単位以上 総合教育科目：必修14単位、選択7単位以上で21単位以上。留学生は必修18単位、選択3単位以上で21単位以上。 専門教育科目：〔専門基礎科目〕必修25単位、選択2単位以上で27単位以上を取得。〔専門科目〕必修51単位、選択12単位以上、臨地実習28単位の91単位以上。（履修科目の登録の上限49単位以下（年間））</p>				

別表 2 入学検定料

(単位：円)

	入学検定料
医療学部	30,000
看護学部	

(※1) 大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は、各学部 20,000 円とする。

別表 3 学生納付金

(3-1) 医療学部 学生納付金

(単位:円)

学生納付金	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1 年	300,000	900,000	50,000	300,000	1,550,000
2 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
3 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000
4 年	—	900,000	250,000	300,000	1,450,000

(※1) 「海外保健福祉事情」履修のため、上記以外に海外実習に必要な費用を履修費に加える。

(3-2) 看護学部 学生納付金

(単位:円)

学生納付金	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費	年度合計
1 年	300,000	900,000	50,000	360,000	1,610,000
2 年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000
3 年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000
4 年	—	900,000	250,000	360,000	1,510,000

(※1) 看護学科保健師履修コースは、上記以外に履修費 50,000 円(4年間総額)を加える。

(※2) 「海外保健福祉事情」履修のため、上記以外に海外実習に必要な費用を履修費に加える。